1. 申請の要件を確認する 給付対象者

給付対象者

事業復活支援金の給付の申請者は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け(この影響を総称して、「新型コロナウイルス感染症影響」という。)、自らの事業判断によらず、対象期間内に基準期間の同月と比較して、月間の個人事業収入が30%以上減少した月が存在するものであって、以下の(1)~(2)の給付要件をいずれも満たす必要があります。

- (1) 2019年以前から事業を行っており国内に住所を有する者であって、基準期間をその期間内に 含む年のうちいずれかの年及び対象期間において、個人事業収入(売上)を得ており、今後も事 業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。
- ※個人事業収入は(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書(以下「個人確定申告書」という。)の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、年間の個人事業収入(以下「年間個人事業収入」という。)は当該欄に記載されるものを用いるものとする。
- ※ただし、第8条第2号イに基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税(以下「住民税」という。)の申告書類の控えを用いる場合には、年間個人事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式(5号の4)における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるもので代替することとする。
- ※なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。以下同じ。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらず、対象期間内に基準期間の同月と比較して、月間の個人事業収入が30%以上減少した月が存在すること。
- ※この該当性の判断や給付額の算定に当たっては、個人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等(持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じた者への協力金等)が含まれる場合は、算定上、その額を除いた金額を用います。ただし、対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており、その協力金等を受給する場合は、算定上、受給した協力金等の額のうち「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を対象月の月間個人事業収入に加えます。詳細はP.21を参照。
- ※この該当性の判断において、基準期間の任意の月を含む年分について青色申告を行っている場合は、当該任意の月の月間の個人事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」の額を用いることとする。ただし、基準期間の任意の月を含む年分について青色申告を行っている場合であっても以下のいずれか①~③を満たす者の場合は、白色申告を行っている者等と同様に、基準期間の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。
 - ① 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
 - ② 所得税青色申告決算書に月間の個人事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
 - ③ 合理的な事由により当該書類を提出できないものと事務局が認める場合
- ※この該当性の判断において、基準期間の任意の月を含む年分について、「白色申告を行っている場合」、「個人確定申告書に所得税 青色申告決算書(農業所得用)の控えを用いる場合」「住民税の申告書類の控えを用いる場合」は、月次の個人事業収入が記載 されないことから、当該年における年間個人事業収入を12で除したものを、当該任意の月の月間の個人事業収入とみなす。
- 注:事業復活支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者(同一の申請者が異なる 屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。)に対してそれぞれ一度に限ります。

【参考】期間等の定義

• 対象期間 : 2021年11月から2022年3月までの期間

基準期間 : 2018年11月から2019年3月まで、2019年11月から2020年3月まで又は2020年11月から

2021年3月までの期間のうち、申請者が選択するいずれかの期間

• 対象月 : 対象期間のいずれかの月であって、基準期間の同じ月と比較して、月間の個人事業収入が30%

以上減少した月として、申請を行う日の属する月の前月までの中から申請者が選択するひと月

• 基準月 : 基準期間の対象月と同じ月

1. 申請の要件を確認する 不給付要件

不給付要件

下記の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。※1

- (1) 事業復活支援金に関する給付通知を受け取った者
- (2) 支援金等^{※2}に係る不正受給を行った者 ※2 持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金
- (3) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) (1) ~ (6) に掲げる者のほか、事業復活支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
- ※1 不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、事業復活支援金を受給することはできません。

1.申請の要件を確認する 宣誓・同意事項

宣誓·同意事項

給付の申請を行う全ての対象月分の事業復活支援金について、次の(1)から(4)までのいずれにも宣誓し、次の(5)から(10)までのいずれにも同意する必要があります。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合、中小企業庁長官(以下「長官」)が給付額を決定する前であれば、事業復活支援金の申請を取り下げ、既に事業復活支援金の給付を受けていた場合は速やかに事業復活支援金事務局に返還します。

※ 宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

●宣誓·同意事項

- (1) 事業復活支援金に係る給付要件を満たしていること
 - ※新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません
 - 実際に事業収入が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合
 - · 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
 - 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで 単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合
- (2) 給付規程に定める基本情報及び証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと
- (3) 給付規程で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- (4) 事業復活支援金の給付を受けた後にも**事業の継続及び立て直し**をする意思があり、事業の継続及び立て直 しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと
- (5) 給付規程で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿 書類及び通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める書類等を電磁的記録等により7年間保存し、給 付要件を満たさないおそれがある場合等には、事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の依頼に応じて、 速やかに提出すること
 - ※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、経費台帳、請求書、領収書等を指す。
- (6) 事務局等が給付規程に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (7) 給付規程に定める無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、給付規程に従い、給付を受けた事業復活支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられることがあること
- (8) 事業復活支援金、月次支援金、一時支援金、持続化給付金及び家賃支援給付金(以下これらを総称して、この項において「支援金等」という。)の給付の申請に当たってそれぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等や支援金等に関する調査結果が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局、国税庁その他の関係行政機関並びに捜査機関の間において相互に提供され、基本情報等の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること
- (9) 提出した基本情報等が事業復活支援金の事務並びに国及び地方公共団体による事業復活支援金の制度 枠組みを準用した支援策(実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の 必要があると認める支援策に限る。)の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断 するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び事業復 活支援金の給付等に必要な範囲において申請者情報(個人情報を含む)が第三者から取得される場合 (給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する 場合を含む。)があること
- (10) 給付規程に従うこと

1. 申請の要件を確認する 給付額の算定方法

給付額の算定方法

事業復活支援金の給付額は、それぞれ(1)又は(2)に定める金額を超えない範囲で、基準期間の個人事業収入から、対象月の月間の個人事業収入に5を乗じて得た額を差し引いたものとする。

- (1) 基準月の月間の個人事業収入と比較して、対象月の月間の個人事業収入の減少が 50%以上 50万円
- (2) 基準月の月間の個人事業収入と比較して、対象月の月間の個人事業収入の減少が 30%以上50%未満 30万円
- ■給付額の算定式

S:給付額(上限あり、詳細は下記表を参照)

A:基準期間の個人事業収入の合計

※ 白色申告等の場合、基準期間の11,12月を含む年の年間事業収入÷12×2+ 基準期間の1,2,3月を含む年の年間事業収入÷12×3

B:対象月の月間個人事業収入の合計

 $S=A-B\times 5$

■給付額の上限

対象月の 個人事業収入 減少率	個人事業収入減少率 50%以上の場合	50万円
	個人事業収入減少率 30%以上50%未満の場合	30万円

※ 対象月の該当性の判断や給付額の算定に当たっては、個人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等(持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、J-LODlive補助金、地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じた者への協力金等)が含まれる場合は、算定上、その額を除いた金額を用います。ただし、対象月中に地方公共団体による休業や営業時間短縮の要請等に応じており、その協力金等を受給する場合は、算定上、受給した協力金等の額のうち「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を対象月の月間個人事業収入に加えます。詳細はP.21を参照。

そのため、「確定申告書に記載の個人事業収入等」と「申請フォームに記載の個人事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等の計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)